

おおぞらちょう ひがしもことちく かつせいかけいかく  
大空町東藻琴地区活性化計画

北海道大空町

平成27年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	大空町東藻琴地区活性化計画			地区名	東藻琴地区	計画期間	平成27年度～平成31年度
都道府県名	北海道	市町村名	大空町				

## 目 標：

農業を基幹産業としている本町東藻琴地区は、近年農業従事者の高齢化や担い手不足などにより農家戸数が減少し、地域農業の活力低下が懸念されている。また、地域中心部における商店や飲食店の減少など地域全体の活力低下が著しい状況となっている。

そこで、本事業により新規就農を希望する都市住民を受け入れるための農業研修生等受入施設（新規就農者技術習得管理施設）、地域内・地域間交流の拠点となる地域振興施設（都市農山漁村総合交流促進施設）を整備し、都市住民との交流拡大を図ることで地域農業・農村の活性化を目指すとともに、定住人口の減少に歯止めをかける。

### 〈定住人口の推移〉

・平成22年3月末：2,549人 → 平成26年3月末：2,427人 △122人（△4.8%） → 平成31年3月末見込み：2,330人 △97人（△4.0%）

※平成26年3月末から平成31年3月末の5年間の定住人口減少を4.0%以下に留める。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要：

大空町東藻琴地区は、北海道の東部、オホーツク管内の東南部に位置し、北は網走市、南は藻琴山を境に弟子屈町に接し阿寒国立公園に連なっている。

総面積は184.38km<sup>2</sup>で、地帯区分は大きく河川流域・丘陵・山麓地帯に区分され、流域地帯を除いては傾斜地が多い中山間地域となっている。

基幹産業は農業で、過去における冷害等の経験から寒冷地に適応した作目の導入が図られ、流域・丘陵地帯では小麦・馬鈴しょ・てん菜の三品に豆類を加えた畑作専業経営、あるいは野菜・花き・肉用牛・養豚等を取り入れた複合経営が行われている。また、山麓地帯では気象条件の制約から酪農専業経営が展開されている。

酪農における余剰牛乳対策として昭和54年から地元農業高校を中心としたチーズの研究が開始され、乳製品加工研究所やひがしもこと乳酪館を整備し、そこで製造・販売される乳製品は地域の代表的な特産品となっている。また、地域の代表的な観光資源として日本最大級の東藻琴芝桜公園があり、毎年5月の約1ヶ月間全国各地から観光客が訪れている。

### 現状と課題：

大空町東藻琴地区は農業を基幹産業としているが、近年農業従事者の高齢化や担い手不足などにより農家戸数が減少し、一方では経営規模の拡大による人手不足や労働過重など、地域農業の活力低下が懸念されている。こうした中、将来にわたって地域の農業・農村を活性化させていくためには、新規就農を希望する都市住民との交流や研修生・実習生などを受け入れるためのシステム構築が急務となっている。

また、農家戸数の減少と比例して地域全体の人口減少も歯止めがかからない状況であり、地域中心部における商店や飲食店の減少など地域全体の活力低下が著しいことから、既存の施設等と連携した地域内及び地域間交流の拠点となる施設を整備することが喫緊の課題となっている。

### 今後の展開方向等：

今後の地域農業・農村を活性化させていくため、農業においては既存のコントラクター制度やヘルパー制度などの拡充を図るとともに、新規就農を希望する都市住民や農業研修生等を受け入れるための宿泊滞在施設を整備し、既存の農業関連施設と一体となった受入システムの構築を目指す。

また、大空町内は、オホーツク圏の空の玄関口である「女満別空港」を有し、観光やビジネスの拠点として多くの交流人口がある中、東藻琴地区の中心部を国道と道道が交差する地理的条件を活かした位置に「地域振興施設」を整備し、農村部への誘導口や情報提供など総合案内窓口としての役割を担い、更なる地域住民と都市住民との交流人口の拡大により、農村における安定的な就業・所得機会の創出を図り定住化を促進するとともに、農業の担い手が夢と希望を持って就農できる農業・農村環境の実現を目指す。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
大空町	東藻琴地区	農業研修生等受入施設(新規就農者技術習得管理施設)	大空町	有	ハ	
大空町	東藻琴地区	地域振興施設(都市農山漁村総合交流促進施設)	大空町	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
大空町	東藻琴地区	東藻琴農業振興センター事業(大空町東藻琴農業振興センター条例)	大空町	担い手農業者の学習・研修と農産物の加工実習(H9～)
大空町	東藻琴地区	ひがしもこと乳酪館事業(大空町ひがしもこと乳酪館条例)	大空町	乳製品を通じた都市住民との交流及び体験実習(H9～)
大空町	東藻琴地区	山園ふるさとセンター事業(大空町山園ふるさとセンター条例)	大空町	開拓資料の収蔵保存と青少年の自然・産業体験学習活動(H17～)
大空町	東藻琴地区	移住・定住対策事業	大空町	都市住民に対する移住プロモーション活動等(H18～)
大空町	東藻琴地区	東藻琴芝桜まつり開催事業、ノンキーランドふるさとまつり開催事業	大空町	地域資源を活用したイベントによる都市住民との交流(S59～)
大空町	東藻琴地区	地域おこし協力隊事業(※大空町地域おこし協力隊設置要綱制定予定)	大空町	移住・定住の促進等(H27～)

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

大空町は平成23年3月に網走市と定住自立圏の形成に関する協定を締結し、地域内外の住民との交流・移住促進にも取り組んでいる。

- ① 交流・移住受入体制の促進 ～ 移住・定住対策事業、住替え促進事業、グリーン・ツーリズム推進事業
- ② 交流人口の拡大 ～ 芝桜まつり開催事業、ふるさとまつり開催事業、観光情報クロスメディア発信事業

### 3 活性化計画の区域

東藻琴地区（北海道大空町）	区域面積	18,438ha	
区域設定の考え方			
<p>①法第3条第1号関係：          当該地域は、総面積 18,438haのうち農用地区域面積 6,990ha、森林面積 9,822haで全体の約91%を占めている。          （大空町農業振興地域整備計画、町産業建設課）          また、第一次産業就業者数は 521人で総就業者数 1,266人に占める割合は、約41%である。          （H22国勢調査）</p>			
<p>②法第3条第2号関係：          当該地域は、第一次産業就業者の高齢化が進行しており、将来にわたって地域の農業・農村を活性化させていくためには多様な都市と農村の交流が必要不可欠であることから、基幹産業である農業を体験するための拠点となる滞在施設を整備するとともに地域資源を活用した地域振興施設を整備することにより、地域農業の安定的な就業・所得機会の創出を図り、定住化を促進していくことが有効かつ適切である。</p>			
（人口及び高齢化率の推移）			
	H22.3.末	H24.3.末	H26.3.末
人口	2,549	2,478	2,427
65歳以上	749	738	775
高齢化率	29.4%	29.8%	31.9%
（町住民福祉課）			
<p>③法第3条第3号関係：          当該活性化計画区域は、農業振興地域に指定されている区域であり市街化区域以外の区域である。          （大空町農業振興地域整備計画）</p>			

#### 4 市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）： 該当なし

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項（農林水産省令第2条第4号ハ）： 該当なし

計	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期（農林水産省令第2条第4号二）： 該当なし

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項：該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

- ・ 交流人口の増加 = 交流人口（観光客等入込者数）の動向については、町産業建設課及び生涯学習課の調査資料を基に評価する。
- ・ 滞在者数及び宿泊者数の増加 = 滞在者数及び宿泊者数の動向については、町地域振興課及び産業建設課の調査資料を基に評価する。  
（新規就農を希望する都市住民や農業研修生等の動向については、オホーツク網走農業協同組合の調査資料を基に評価する。）

※上記については、活性化計画終了年度の翌年度まで計画策定主体である大空町が、毎年度目標達成状況について検証・確認を行う。